

第七次 栗東市行政改革大綱 策定方針

1. 趣旨

本市では、平成8年度より行政改革に着手し、概ね3ヵ年毎の計画期間とする行政改革大綱を策定し、継続的な改革に取り組んできました。平成26年度、第六次行政改革大綱（平成22年度～平成26年度）による改革期間の最終年度となることを踏まえ、今後も継続した改革に取り組むため、第七次行政改革大綱を策定します。

2. 現状の課題

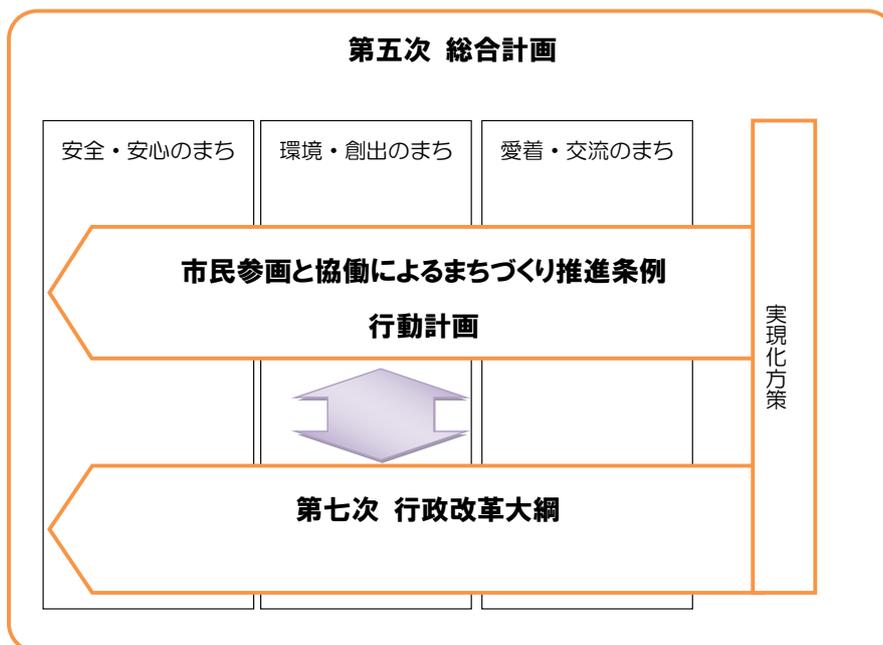
財政再構築プログラム(H20)、更なる財政再構築プログラム(H22)、(新)集中改革プラン(H24)という相次ぐ行財政改革を通じて、本市の財政運営は健全化に向け、一定の成果が見られる状況にあります。一方、行財政改革をきっかけとして将来を見通した政策課題対応の抑制や、縦割り組織特有の所管不明な事務事業が増加するなど、組織風土としての閉塞感が否めない状況もあり、上昇志向による課題解決に向けた意欲の創出が求められています。

このため、第七次行政改革大綱では、第六次行政改革大綱の実行計画として位置づけた(新)集中改革プランの改革効果を継承しつつ、協働・連携のまちづくりや職員の意識改革を通じて、「いつまでも住み続けたいくなる安心な元気都市栗東」に向けた行政改革を目指す必要があります。

3. 策定に向けた基本姿勢

第五次総合計画（後期計画）の計画期間（H27～H31）と同計画の基本構想として定める「政策の実現に向けて」の二本柱である「市民主体・市民協働のまち」と「効率的で効果的な自治体運営」との整合を図るものとします。

総合計画を中心にみた行革大綱・協働のまちづくり行動計画の相関図



4. 策定の体制

- ・大綱策定に向け庁内プロジェクト会議を設置し、策定プロセスを通じた職員の意識改革を目指します。
- ・策定プロセスでは、職員の意識改革に向け職員研修会やワークショップ方式等を採用し、職員の創意工夫を取り入れた行政改革大綱の策定を目指します。
- ・各課ヒアリング等を通じて、庁内での行政改革に向けた目的意識の共有を行います。
- ・策定に向けては、次のとおりの体制で対応します。

(1) 外部（栗東市行政改革懇談会）の体制

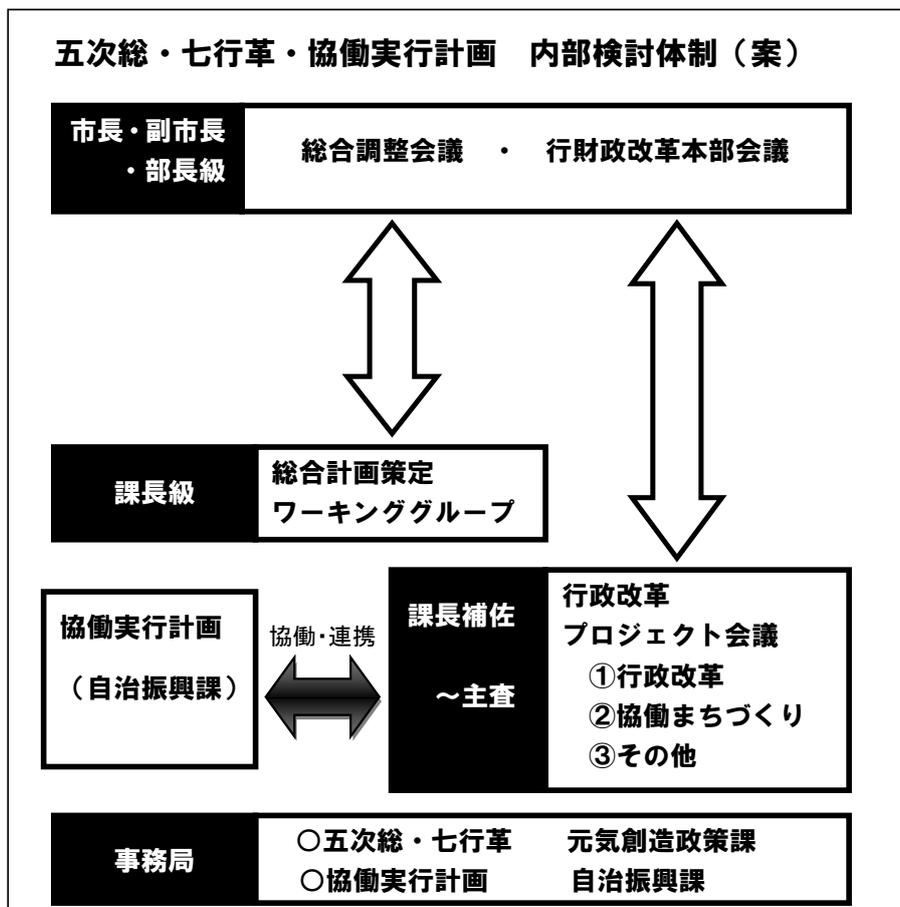
- ①総合計画審議会委員との兼任（委員10名）
- ②公募委員の考え方 公募枠2名、大学生等の若者に重点をおく。
- ③開催回数 3回程度

(2) 内部の体制

- ①栗東市行財政改革推進本部
- ②庁内プロジェクト会議（課長補佐～主査級） 研修会、ワークショップ等

(3) 事務局の体制

- ・第七次行政改革大綱の策定については元気創造政策課が事務局を担います。
- ・市民参画と協働によるまちづくり行動計画の策定（自治振興課）等との関係が高いため、策定プロセスでは関係課が協力して作業を進めます。



5. 計画名称と計画期間

(1) 計画名称 第七次 栗東市行政改革大綱

(2) 計画期間

- ・第五次総合計画（後期基本計画）期間と整合を図り、5ヵ年（H27年度～H31年度）とする。
- ・総合計画における実現化の方策の柱として、行政改革および協働のまちづくりを位置づけており、これらを両輪として連動した進行管理に努めます。

6. 第六次大綱の評価・検証

第六次大綱に定める5つの重点事項、23の各項目に合わせ関係所管による評価・検証を行い、行政改革懇談会にて意見聴取する。

なお、自己評価等に関しても、原則として公表するものとする。

第六次行革大綱 重点事項と各項目

	重点事項	詳細項目
1	協働のまちづくりの推進	市民参画と協働の推進 積極的な情報の共有化と説明責任の徹底
2	事務事業の選択と集中	事務事業の再編・整理、廃止・統合 経費の削減 人件費の抑制 外郭団体のあり方の見直し
3	アウトソーシングの推進	民間委託等の推進 施設の民間委託、統廃合
4	行政経営システムの整備	行政評価制度の効果的な活用 人事評価制度の運用 人材の育成 職場内でのコミュニケーション強化 定員管理の適正化 時代に即応した組織機構の見直し 電子自治体の推進と情報提供のあり方の見直し
5	経営視点に立った財政運営の確立	財政の健全化 歳入の確保 未利用財産の有効活用・売却促進 受益者負担(※)の適正化 補助金・負担金等の適正化 公共工事コストの縮減 地方公営企業・第三セクター(※)の経営健全化 公会計改革による取り組みの推進

7. 重点事項の設定（案）

第七次行政改革大綱の策定にあたっては、第六次行政改革大綱の改革効果を評価・検証するなかで、継続、改変、追加すべき事項を検討し、「抑制型」から「創造型」を基本に、次の事項を重点事項として掲げ、推進計画の策定を含む作業に取り組みます。